

この書面をよくお読みください。

特定商取引法に基づく概要書面

平成 年 月 日

様

1. 事業者の氏名、住所、電話番号

ロボファーム・micro:bit プログラミング教室
(マイコン・プログラミング講座運営 ロボファーム)
熊本市南区富合町杉島1153-4
電話 090-8912-9347
代表 森川 治雄

2. 役務の内容

- ・役務の種類
小学生を対象としたプログラミングおよび工作指導 など
- ・役務提供の形態又は方法
一斉指導および個別指導
- ・役務を提供する時間数などの合計
基本プログラミング学習コース 4回/月 × 5ヶ月 計20回
(1回90分 のべ30時間)

3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

micro:bit・バギーカーキット・電子工作部品一式

4. 役務の対価(権利の販売価格)そのほか支払わなければならない金銭の概算額

81,000円(税込)
内訳 入会金・教材費 16,200円
受講料(月額) 12,960円 × 5ヶ月

5. [4]の金銭の支払時期、方法

入会金は指定日まで、お振込みください。受講料は前月末日までに振込み願います。

6. 役務の提供期間

契約書面交付日より5ヶ月間(月 日～ 月 日)

7. クーリング・オフに関する事項

- ①. 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。
- ②. 入塾申込・契約者は、当塾が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当塾が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当塾が交付した法第48条第1項の書面を入塾申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入塾申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。
- ③. ①に記す契約の解除は、入塾申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ④. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤. ④に記す契約の解除は、入塾申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ⑥. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入塾申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求

されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

- ①. クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。
- ②. 初月受講開始前の解約申し入れ時、教材未開封・返却の場合は入会事務処理 5,000 円を控除した金額を返金いたします。ただし教材が開封されていた場合は、返金いたしません。
- ③. 受講料に関しては、月単位で精算いたします。
- ④. 返還金のある場合は、入塾申込・契約者の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

11. 特約があるときは、その内容

特約はありません。